

地域会館整備費補助金の補助限度額の引き上げについて（拡充）

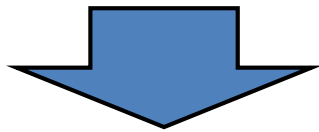
【経過と課題】

地域会館整備費補助金制度は昭和55年度に創設し、創設当時の補助内容は、補助率9/10、補助上限額3,000万円であった。

その後、平成2年度に要綱を改正し、補助率9/10、補助上限額3,500万円とし、以降、消費税増税時においても補助率及び補助上限額とも変更せず、現在に至っている。

ところが、平成29年3月の全国労務費単価が平成24年度に比べ43.3%上昇するなど、工事費単価が高騰しており、現行の上限3,500万円の補助金額では、校区自治連合会の自己負担額が増大している。

また、令和元年10月から消費税が10%になったことに伴い、建設コストがさらに増大することが見込まれる。



【対応策】

校区自治連合会の負担の軽減を図るため、地域会館整備費補助金の補助上限額を現行の3,500万円から4,500万円に引き上げる（補助率9/10）。

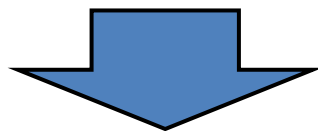
地域会館大規模改修補助金の補助限度額の引き上げについて（拡充）

【経過と課題】

地域会館大規模改修補助制度は平成10年度に創設し、地域会館の維持管理上、必要と認められる改修工事に対し、補助率1/2、補助上限額500万円を補助することとした。以降、消費税増税時においても補助率及び補助上限額とも変更せず、現在に至っている。

ところが、平成29年3月の全国労務費単価が平成24年度に比べ43.3%上昇するなど、工事費単価が高騰しており、現行の上限500万円の補助金額では、校区自治連合会の自己負担額が増大している。

また、令和元年10月から消費税が10%になったことに伴い、建設コストがさらに増大することが見込まれる。



【対応策】

校区自治連合会の負担の軽減を図るため、地域会館大規模改修補助金の補助上限額を現行の500万円から600万円に引き上げる（補助率9/10）。